

重要なお知らせ

労働保険の適用事業場情報をインターネットで確認いただけます。

- 事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できます。
- 検索結果として表示される項目は、「事業主の名称」、「事業主の所在地」、「成立している保険関係の種類（労災保険・雇用保険）」です。
(注) 労働者個人について、雇用保険の受給に必要な手続（雇用保険の資格取得手続）がなされているかを確認できるものではありません。
- 事業主の方は、名称や所在地に変更がある場合は、変更が生じた日の翌日から10日以内に「名称・所在地等変更届」を労働基準監督署等に提出していただく必要があります。
- 検索画面についてはこちらをご覧ください。
http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1a.htm

労働保険料等の口座振替納付が可能です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

特例納付保険料の制度が設けられました。

- 事業主の方は、原則として、労働者の方を雇っている場合には、労働保険の成立手続を行い、雇用する労働者の方に係る労働保険料を納付しなければなりません。
- このため、2年を超えてさかのぼって雇用保険の保険の加入手続を行っていた労働者の方について、本来納付していただくべきであった労働保険料を納付することができるよう、平成22年10月1日から特例納付保険料の制度が設けられました。
- 事業主の方は、公共職業安定所からの納付勧奨を受けて、納付の申出を行っていただくことにより、本来納付していただくべきであった労働保険料に相当する額に10%を加えた額を、特例納付保険料として納付することができます。